

千葉県循環器病対策推進計画（仮）の策定について

健康福祉部健康福祉政策課

- 循環器病基本法、及び、循環器病基本計画に基づき「千葉県循環器病対策推進計画（仮）」について本年度末を目標に策定する。
- 策定にあたっては循環器病対策推進協議会を新たに立ち上げて関係者から意見を聴取し計画に反映させていく。

1 概要

循環器病対策の基本となる事項を定める「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」（以下、基本法）が令和元年12月1日に施行された。

基本法に基づき、令和2年10月に国から示された「循環器病対策推進基本計画」に即して、「循環器病の予防や正しい知識の普及啓発」、「保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実」、「循環器病の研究推進」等を目指し、千葉県循環器病対策推進計画（仮）を策定する。また、策定にあたっては患者などの関係者の意見を聞くために循環器病対策推進協議会を置くよう努めなければならないこととされている。

2 計画策定の方針

(1) 計画期間

計画策定日～令和5年度まで

(2) 策定の方向性について

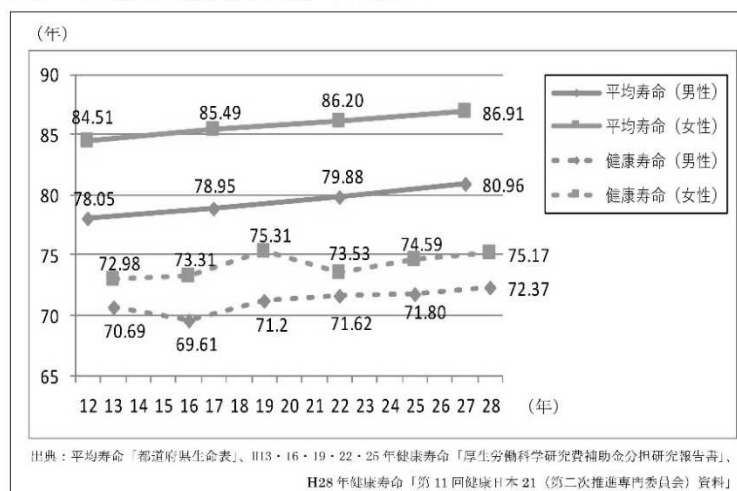
全体目標

- ① 循環器病の年齢調整死亡率の減少
- ② 健康寿命の延伸

計画推進のための重点項目

- ① 循環器病予防の充実
- ② 発症時の搬送体制の確立
- ③ 発症後の再発予防の充実

<図3 平均寿命と健康寿命の推移（千葉県）>



基本構成

以下の4章で構成する。

- ① 「総論」 現状や課題、基本方針といった前提条件を共有する。
- ② 「予防・普及啓発」
脳卒中や心疾患の対応において比較的共通する予防・普及啓発に関する事項を纏める。
- ③ 「保健医療及び福祉に係るサービスの提供（脳卒中）」
疾患別（脳卒中）、患者の状態（急性期等のフェーズ）別に課題や対応方針を纏める。
- ④ 「保健医療及び福祉に係るサービスの提供（心疾患）」
疾患別（心疾患）、患者の状態（急性期等のフェーズ）別に課題や対応方針を纏める。

3 県循環器病対策推進協議会の立ち上げについて

- (1) 委員構成員
 - ① 循環器病患者及び循環器病患者であった者又はこれらの者の家族・遺族を代表する者
 - ② 救急業務に従事する者
 - ③ 循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者
 - ④ 学識経験のある者
 - ⑤ その他循環器病対策の推進に関し必要と認める者
- (2) 定 数 協議会 20人以内
部会（脳卒中・心疾患） 各10人程度
- (3) 任 期 3年
- (4) 開催頻度 協議会 2回/年
部会（脳卒中・心疾患） 各2回/年

4. 策定スケジュール案

令和3年 7～8月	第1回 県循環器病対策推進協議会開催
7～9月	地域保健医療連携・地域医療構想調整会議にて概要説明 (二次保健医療圏ごとに開催)
8月 11月	脳卒中・循環器部会の開催 (各2回開催)
9月～12月	循環器病実態調査の実施
令和4年 1月	第2回 県循環器病対策推進協議会開催
2月	パブリックコメントの実施
3月	庁内決裁により計画確定